

## 2018年夏以降のご利用例

I Cカードを利用してI C O C Aエリア内をご移動いただける乗車区間を営業キロ 200km 以内とします。

※下記A～Cのケースでは営業キロ 200km を超える場合でも I Cカードをご利用いただけます。

A = 大阪近郊区間内相互発着のご利用の場合

B = 在来線特急列車停車駅（\*1）相互間のご利用の場合

\*1: 北陸方面（金沢以西）、白浜・新宮方面、米子・出雲市方面それぞれの在来線特急列車停車駅相互間のご利用に限ります。

C = 大阪近郊区間内の駅と在来線特急列車停車駅（\*2）相互間のご利用の場合

\*2: 北陸方面（金沢以西）、白浜・新宮方面の在来線特急列車停車駅のご利用に限ります。

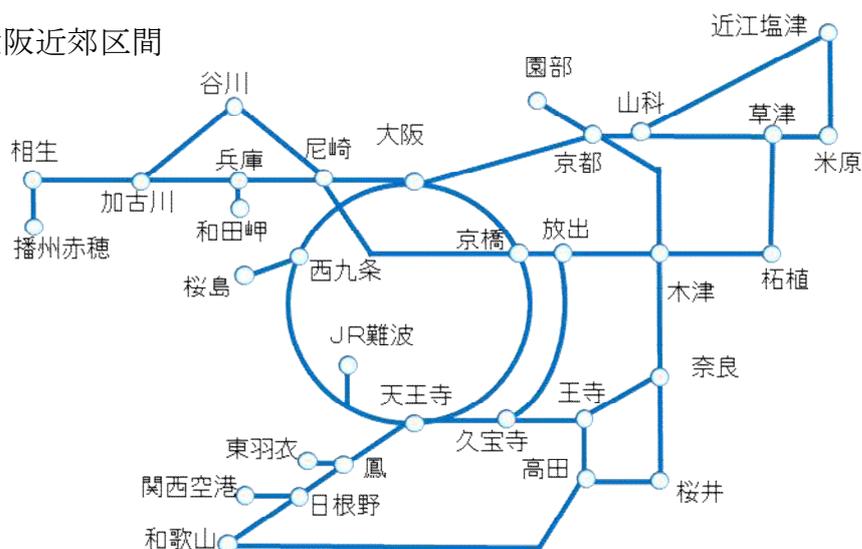
（具体例）

※	利用区間	備考
A	米原～相生	営業キロが 200km を超えていますが大阪近郊区間内相互発着のため、ご利用いただけます。
B	大阪～金沢	営業キロが 200km を超えていますが在来線特急列車停車駅相互間のため、ご利用いただけます。 注：倉敷～金沢等、他方面の在来線特急列車停車駅相互間となる場合はご利用いただけません。
	新大阪～新宮	
	岡山～出雲市	
C	尼崎～新宮	営業キロが 200km を超えていますが大阪近郊区間内の駅と在来線特急列車停車駅相互間のため、ご利用いただけます。

< 特急列車のご利用には別途特急券が必要です。 >

詳しくはサービス開始時にあらためてホームページ等でお知らせさせていただきます。

参考：大阪近郊区間



< 新幹線で新大阪～西明石間をご利用になる場合は含まれません。 >